

被災資産の復旧費用 修繕費か資本的支出か

「修繕費になるか資本的支出になるか」どちらに該当するかをめぐっていつも判断に迷うところです。今回は被災資産の復旧費用を含めてこれらについて考えます。

(1)一般論

「修繕費」は支出時の損金算入が可能ですが、その固定資産の使用可能期間を延長させたり、付加価値をもたらした場合には、その延長及び増加させる部分に対応する支出については、「資本的支出」として修繕費から除外され、固定資産の取得価額に加算されます。

(2)判断

修繕費に該当するかどうかは、「修繕費」「改良費」などの名目で判断するのではなく、その実質で判定する費用であるので慎重に対応する必要があります。

ナマの税務相談室

Q 最近の投資環境は日本に限らず厳しいですね。ですが、不況に強い金相場はここ数年堅調のようです。今日は金の売却益に対する課税関係について教えてください。

A おっしゃる通りですね。日本の景気もさることながら、海外の景気も良くないですね。株式はいうに及ばず、投資信託、外債でも為替の影響で、儲かったという声はありません。そのような環境の中で金の値上がりは目を見張るものがあります。

Q 金といつても金地金の現物の他に金投資口座、金貯蓄口座等がありますね。私は銀行預金口座から定額自動引落方式で金を継続的に購入しています。

実は家内が義父から相続した金杯セットを最近、貴金属店で売却し、1,000万円で売れました。
A ご夫婦で金取引に関わっていらっしゃるのですね。

例えば外壁の全面を一新した場合は、60万円未満又は、前期末取得価額の10%以下、のいずれかであれば修繕費となる可能性があります。

(3)災害により被害を受けた固定資産について支出した費用について

判断のポイントは、まず被災資産の原状回復のために支出した費用は当然に修繕費扱いになります。被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水、土砂崩れ防止などのために支出した費用についても、会社が修繕費とする経理を行っている場合にはその処理が認められる方向です。

さらに、被災資産について支出した金額のうち、資本的支出か修繕費か判断に迷う場合には、次のような判断基準が設けられています。会社がその金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出としているときは、その処理が認められます。

ただし、貯水池など特別の施設を新たに設置したりする場合には、新規資産の取得になるので資本的支出となります。

金地金等の申告漏れにご注意

一口に金の取引といっても金地金の売買を営利の目的として行っている人は事業所得或いは雑所得として申告するのですが、奥様の場合は、金杯を5年を超えて保有していますから長期総合譲渡所得になります。

その場合の利益金額は、収入金額から取得費と譲渡費用を差し引き更に50万円の特別控除を差し引いた金額の2分の1が課税所得になり、他に所得があれば合算して確定申告いたします。5年以内の保有の場合は先の2分の1はありません。なお、取得費が不明の場合は収入の5%を取得費といたします。

また、金投資口座の利益などは、金融類似商品の収益として一律20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税となり他の所得と合算はいたしません。なお、金地金の取引は200万円超の場合、取引業者は税務署に支払調書を平成24年から提出義務があります。

ナマの税務相談室